

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①地域の人口構造

常滑市の人口は、2005(平成 17)年の空港開港後、空港関連従業員の転入により増加が続き、2020(令和 2)年には過去最多の 59,407 人となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により 2023(令和 5)年 3 月には 58,472 人まで減少した。その後は、空港利用者の回復に合わせて再び増加に転じ、2024(令和 6)年 3 月には 58,684 人となっている。

人口構造でみると、年少人口は、空港開港後に子育て世代が流入し一時増加したが、2018(平成 30)年 6 月の 8,806 人をピークに減少傾向となり、2024(令和 6)年 3 月は 7,931 人となっている。

生産年齢人口は、空港開港を契機に増加し、2010(平成 22)年には約 35,000 人となった。新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したものの、2024(令和 6)年には 35,575 人となっている。

また、老年人口は、一貫して増加傾向だったが、2017(平成 29)年頃から増加ペースが鈍化し、2022(令和 4)年からわずかながら減少傾向にある。なお、本市も少子高齢化は顕著で、1994(平成 6)年には、老年人口が年少人口を上回っている。

②地域の産業構造

常滑市の中小企業は、空港開港などの影響により、サービス業をはじめとした第三次産業において活性化してきたものの、人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、従来から続く産業基盤が失われかねない状況となっている。

こうした中、域内の中小企業者の生産性の向上と、安定した事業基盤の構築を促進していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく「導入促進基本計画」を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性向上への意識を高めるとともに、先端設備等の導入が促進される機運をつくり、持続可能な経済発展を目指す。市内における労働生産性の向上を確認する数値として、中小企業等経営強化法第 52 条第 1 項の規定に基づく「先端設備等導入計画」の認定事業者数が 2 年間で 20 件(10 件/年)以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

常滑市では、温暖な気候に恵まれた農水産物が豊富な農漁業や、窯業・鉄鋼業をはじめとした製造業、また、中部国際空港の立地を活かした運輸業など、多様な業種が地域の経済、雇用を支えている。そのため、広く生産性向上を実現する必要がある、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮し、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置するもののみ本計画の対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

常滑市の産業は、旧市街地エリア、りんくうエリアと広域に立地している。これらの地域で、広く生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（2）対象業種・事業

【対象業種】

常滑市の産業は、温暖な気候に恵まれた豊富な農水産物のある農漁業や、窯業をはじめとした製造業、また、中部国際空港の立地による運輸業など、多様な業種が常滑市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

【対象事業】

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（1）雇用への配慮

人員削減を主な目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）先端設備等導入計画の認定等に対する配慮

中小企業者の計画認定への予見可能性を高めるため、認定判断にあたっての客観的な基準を示すこととする。

（３）中小企業者に対する施策の総合的推進

先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法または技術に関する助言、研修または情報提供、人材の育成または確保その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

（４）計画の進捗状況についての調査

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者に対し、進捗状況や自己評価の実施状況を適宜調査するよう努める。

（５）地域経済の発展に対する配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。